

「御池茶会」の企画運営業務に係る受託事業者募集要領

1 委託の概要

(1) 事業の名称

「御池茶会」の企画運営業務

(2) 業務内容

別紙1仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

金2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額には、業務の実施に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の支払は不可）。

(5) 支払条件

委託業務完了後に受託者の請求により支払う。

2 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 委託業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。
- (3) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

（4）（略）

（5）前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

（6）京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (4) 参加の申込の日から契約の締結の日までの期間に、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

- (7) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (8) 共同事業による参加の申込にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（1）～（7）の要件を満たすこと。
- イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
- ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
- エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

3 応募手続等

（1）提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 参加申込書 (様式1) 1部 ※印不要

イ 誓約書 (様式2) 1部

ウ 会社概要 (様式3) 4部 ※印不要

「主な業務実績」については、本業務に類似する業務又は企画提案に関連した類似業務の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるもの1件を記載すること。

また、記載した業務実績については契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かれる部分のみ）を添付すること。

エ 企画提案書 (自由様式) 4部 ※印不要

別紙1「仕様書」7について、次の事項に関する企画を具体的に記入すること。用紙サイズはA4とし、様式は任意とする。

- ・広報計画及び運営計画（受託希望者が提案する独自の計画）
- ・事業実施計画、業務実施体制

本業務における取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。

オ 見積書 (様式4、内訳書) 4部 ※印不要

本業務に係る受託見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。必ず、事業構成要素ごとに金額を示すこと。

なお、内訳書の様式は任意とする。また、消費税は10%で計上すること。

カ 共同事業体の協定書（任意様式） 4部 ※該当する場合のみ

共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。

キ 参加資格を証明する書類 各1部 ※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、（ア）～（カ）に加え、以下の書類を提出すること。なお、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

※ 申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）

- ・印鑑証明書

※ 申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）

- ・納税証明書「その3の3」（国税（法人税又は所得税及び消費税）及び京都市税（市民税及び固定資産税））

※ 申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）

※ 京都市税は、本市から市民税又は固定資産税の課税がある場合のみ提出

- ・調査同意書（水道料金・下水道使用料）（第3号様式）
- ・使用印鑑届（第4号様式）
- ・誓約書（第5号様式）

ク 個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書（様式5） 1部

※WEBサイト「京都市情報館」で公開する本「要領」、「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

※提出部数が4部のものは正本1部と複写3部とする。

※見積書に添付する内訳書は自由様式とし、積算根拠が分かるようにすること。

（2）提出期限

令和7年4月10日（木）午後5時必着

※持参の場合の提出時間は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から5時までとする。

（3）提出方法

担当部署宛てに、持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）とする。

ただし、郵送の場合は必ず到達確認を行うこと。

4 提案募集に関する質疑

本件募集内容について質疑がある場合は、令和7年4月3日（木）午後5時までに、担当部署宛てに質問書（様式自由）により電子メールで提出すること。面談又は電話での質問は受け付けない。なお、評価基準に関する質問事項や、受付期限経過後の質問事項には回答しない。本プロポーザルに対して質問できる者は、「2 参加資格」を満たしている者とする。メール件名に「御池茶会」と明記すること。)。

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和7年4月7日（月）までに京都市情報館に回答を掲載する。

5 担当部署

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎地下1階 京都市文化市民局文化芸術企画課（担当：中西（健）、神野）

電話：075-222-3119 / FAX：075-213-3181

メールアドレス：bunka@city.kyoto.lg.jp

6 企画提案書の審査概要

（1）審査方法

提出された企画提案書等に基づき、別紙2「委託候補者選定評価基準及び評価点」に示す項目を参考に審査委員会において総合的に評価し、各項目の合計点が6割以上の評価を得た参加者の中から受託候補者1者を選定する。

また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

（2）審査委員会

審査委員会は、以下の委員で構成する。

【審査委員】（4名）

委員長 文化市民局文化芸術都市推進室長

委 員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課事業推進担当課長
委 員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当係長
委 員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当

(3) 審査結果の通知

審査結果については令和7年4月17日（木）（予定）に、参加者全員に通知する。また、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

7 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者と企画提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、次いで評価の高かつた者を受託候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

8 スケジュール

内 容	期 限
質問の受付	令和7年4月3日（木） 午後5時必着
質問の回答	令和7年4月7日（月） までに回答
参加申込書等の提出	令和7年4月10日（木） 午後5時必着
審査委員会の開催	企画提案書等の提出後直ちに
選定結果の通知	令和7年4月17日（木）（予定）に通知
業務委託契約の締結	選定結果の通知後速やかに

9 契約に関する基本的事項

委託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

(6) その他

ア 本要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

イ 契約は、予算執行が可能となる令和7年4月1日以降に締結する。

10 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における資格確認書類及び企画提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 企画提案書に記載するべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (7) 公文書公開請求等があった場合、提出された書類等を公開することがある。
- (8) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。